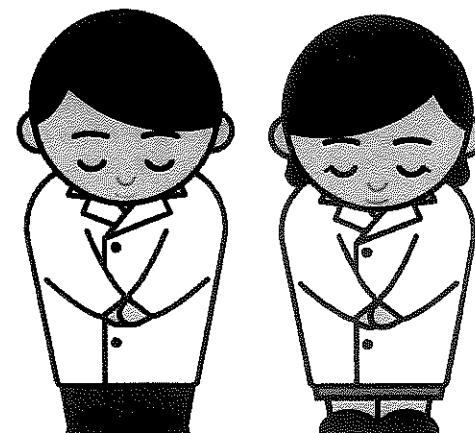


患者様へ

お薬の変更をお願いする場合があります

有効成分が同一のお薬を受け取っていただくために
一般名*で処方箋を発行させていただくことがあります。

ご不明な点がございましたら、医師にご相談ください。
ご理解いただきますようお願い申し上げます。



* 一般名(処方)とは、有効成分が同一であれば、どの後発医薬品でも薬局で調剤可能とするものです。

院長

高血圧、脂質異常症、糖尿病にて通院中の患者様へ

厚生労働省から令和6年6月1日より高血圧、脂質異常症（家族性を除く）、糖尿病について「特定疾患管理料」を廃止し、「生活習慣病管理料」へ移行する方針が示されました。

当院では、厚生労働省の指示の通り「生活習慣病管理料Ⅱ」により個人に応じた療養計画に基づき専門的・総合的な治療を行います。患者様の負担額は、1割の方で1回につき140円ほど増加致します。（検査料金や栄養指導料は別料金になります。）

「生活習慣病管理料Ⅱ」では、目標を設定し食事や運動などに関する事項を指導項目として療養計画書を作成致します。こちらの療養計画書は、署名を頂く必要があります。またその際、計画書の説明のため診療時間が少し長くなる事もあります。

どうかご協力のほどよろしくお願い致します。

令和6年4月

院長